

日本計算機統計学会 スタディー・グループ規定

(目的)

第1条 スタディー・グループ（以下SG）は、計算機統計学およびその周辺分野から重点的な研究テーマを募集・選定し、そのテーマに関する研究活動を奨励し促進するとともに、研究者間の交流を深めることを目的とする。

(組織)

第2条 SGは代表者およびSG会員若干名により構成する。ただし、構成員のうち代表者を含む3名以上は本会会員（または本会賛助会員に所属する者）でなければならない。

(成立)

第3条 SGは評議員会に所定の様式で設置申請を行い、その承認をもって成立する。

(期間)

第4条 SGの設置期間は3年以内とする。

(補助金)

第5条 本会は各SGに必要経費として年間5万円を支出する。

(研究会)

第6条 SGは本会会員に公開された研究会を少なくとも年1回開催し、その開催予定をホームページ等を通じて会員に周知しなければならない。研究会への本会会員の参加は無料とする。ただし、資料の印刷費は徴収してもよい。

(報告)

第7条 SGは、SG設置後1年を経過するごとに、過去1年間の経過報告書および会計報告書を、また、設置期間が終了したときに、経過・成果報告書および会計報告書を、それぞれ評議員会に提出しなければならない。

(研究成果の発表)

第8条 SGは、当該のテーマに関する研究成果を、次のいずれかの方法により発表することができる。

- (1) 大会またはシンポジウムの中でセッションを企画する。
- (2) 会誌に特集等として論文を投稿する。

付則

- 1 実施期日 平成14年1月1日
 - 2 平成18年5月20日 一部改正した。
 - 3 この規定の改正は、評議員会で行う。
-